陸上自衛隊の航空機及び装備品等の取扱書に関する達

昭和 51 年 10 月 13 日
陸上自衛隊達第 71―７号

改正　昭和 53 年１月 13 日達第 122―108 号　昭和 53 年１月 13 日達第 122―109 号
昭和 56 年４月３日達第 122―117 号　昭和 59 年６月 26 日達第 122―122 号
平成元年２月 10 日達第 122―127 号　平成元年３月８日達第 71―７―１号
平成 10 年３月 20 日達第 122―138 号　平成 19 年１月９日達第 122―215 号
平成 20 年３月 26 日達第 71―７―２号

陸上自衛隊の航空機及び装備品等の取扱書に関する達を次のように定める。
陸上幕僚長　陸将　三好　秀男

陸上自衛隊の航空機及び装備品等の取扱書に関する達

（目的）

第１条　この達は、陸上自衛隊の航空機及び装備品等（防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第４条第 13 号に規定する装備品等のうち国有財産以外のものをいう。以下同じ。）の取扱書（以下「取扱書」という。）の制定、使用及びその他必要な事項を定め、もって航空機及び装備品等の使用の適正を図るとともに、使用者の安全の確保に資することを目的とする。

（取扱書の内容）

第２条　取扱書は、航空機及び装備品等について次の事項を定めたものとする。

（１）　操作要領

（２）　性能、諸元、構造、機能等

（取扱書の制定）

第３条　陸上幕僚長は、航空機及び次の各号の一に該当する装備品等のうち、必要と認めたものについて、取扱書を制定する。

（１）　操作に技術を要するもの

（２）　操作に当たって、特に安全に留意する必要のあるもの

（３）　一般市販品との共通性がないもの

２　陸上幕僚長は、取扱書を制定するまでの間、特に必要があると認めた場合は、製造会社の取扱説明書のうち、第２条に規定する事項を取扱書として、仮制定する。

３　取扱書を制定又は仮制定しない装備品等については、製造会社の取扱説明書のうち、第２条に規定する事項を取扱書とみなす。

（起草の担任）

第４条　取扱書の起草は、別に示す学校及び補給統制本部（以下「起草機関」という。）が行うものとする。

（起草の指示）

第５条　陸上幕僚長は、取扱書の制定の必要がある場合は、年度ごとに、起草機関に対し、次の各号に掲げる事項を示す。
（１）　取扱書の標題及び番号
（２）　起草上特に重視する事項
（３）　協力部隊等
（４）　報告時期
（５）　報告部数
（６）　その他必要な事項
（起草及び報告）
第６条　起草機関の長は、次の各号に掲げる資料を使用して、取扱書を起草し、陸上幕僚長に提出するものとする。（装計定第 21 号）
（１）　製造会社の取扱説明書の原稿
（２）　実用試験の成果及び使用実績等
（３）　その他の関係資料
（改廃）
第７条　陸上幕僚長は、必要と認めた場合は、取扱書を改正し又は廃止する。ただし、次の各号に示す軽易な改正については、起草機関の長が行うものとし、当該起草機関の長は、年度終了後１箇月以内に陸上幕僚長に改正の概要を報告するものとする。（装計定第 21 号）
なお、取扱書を改正した場合は、改正指示書（別紙第２）により改正内容を使用部隊等に通知するものとする。
（１）　使用者の安全、関連する取扱書及び陸上幕僚長の制定する教範類に影響を及ぼさない改正
（２）　表現・用語等の改正
２　部隊等の長は、取扱書の内容の改正を希望する場合は、順序を経て、陸上幕僚長に上申するとともに、当該取扱書を起草した起草機関の長に通知するものとする。
３　起草機関の長は、起草を担任した取扱書の内容について、改正の要否を継続的に検討し、適時改正案文を陸上幕僚長に提出するものとする。
（使用）
第８条　使用者は、航空機及び装備品等を操作する場合は、取扱書に従い行うものとする。
２　部隊等の長は、航空機及び装備品等を操作させる場合は、取扱書に従い行わせるものとする。
（様式等）
第９条　取扱書の様式は、別紙のとおりとする。
２　取扱書は、努めて、部隊等の使用の便を考慮し、整備実施規定のうち必要なものをとじ合わせるものとする。
（印刷及び配布）
第 10 条　補給統制本部長は、取扱書の印刷及び配布を行うものとする。

附　則

1　この達は、昭和52年２月１日から施行する。

2　この達の施行の際、現に配布されている取扱説明書及び参考資料等のうち、別に示すものは、この達に基づき制定又は仮制定された取扱書とみなす。

附　則（昭和53年１月13日陸上自衛隊達第122―108号）

この達は、昭和53年１月30日から施行する。

附　則（昭和53年１月13日陸上自衛隊達第122―109号）

この達は、昭和53年１月30日から施行する。

附　則（昭和56年４月３日陸上自衛隊達第122―117号）

この達は、昭和56年４月３日から施行する。

附　則（昭和59年６月26日陸上自衛隊達第122―122号）

この達は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（平成元年２月10日陸上自衛隊達第122―127号）

1　この達は、平成元年２月10日から施行し、同年１月８日から適用する。

2　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（平成元年３月８日陸上自衛隊達第71―７―１号）

この達は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月20日陸上自衛隊達第122―138号）

この達は、平成10年３月26日から施行する。（ただし書略）

附　則（平成19年１月９日陸上自衛隊達第122―215号）

この達は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成20年３月26日陸上自衛隊達第71―７―２号）

この達は、平成20年３月26日から施行する。

別紙第1

取　扱　書　の　様　式

1　制定の場合

（1）表　紙

ＴＡＳ―番号
標　　　題
平成　年　月　日
陸 上 自 衛 隊

（2）表紙裏面

標題を制定する。
平成　年　月　日
陸上幕僚長　階級　氏名
起 草 機 関 名

備考：1　規格は、Ａ列４番縦使用を基準とする。

2　標題は、次の例による。

（例）　74式戦車
　　　　取扱書

3　番号は、次の区分により、制定順に付与する。

航 空 器 材	001～099
火　　　器	100～199
車　　　両	200～299
誘 導 武 器	300～399
通信電子器材	400～499
施 設 器 材	500～599
需 品 器 材	600～699
化 学 器 材	700～799
衛 生 器 材	800～899
弾　薬　類	900～999
そ　の　他	1000～

4　製本は、４穴ルーズリーフ式とする。

5　表紙の色は黒色とし、文字及び数字は、白色とする。

2　仮制定の場合

製造会社の取扱説明書の表紙裏面に、次のように表示する。

この取扱説明書のうち、陸上自衛隊達第71―7号第２条に規定する事項を、取扱書として仮制定する。

平成　　年　　月　　日

陸上幕僚長　階級　　氏　　　　名

別紙第２

殿

取扱書番号
発 簡 番 号
発簡年月日
発 簡 者 名　　　　　　　　印
適用開始日

改　　正　　指　　示　　書

１　次のページを差し替え又は追加する。

破　　　　　棄	差 し 替 え 又 は 追 加

２　次のとおり改正する（差し替えページを添付しない場合）。

ペ ー ジ	項	現　　　　　行	改　　　　　正